

重要

建設コンサルタント等委託業務における最低制限価格の見直しについて

令和7年10月1日以降に指名通知を行う委託業務に係る入札から、**最低制限価格の参入率及び設定範囲**を次のとおり見直しますので、十分ご注意ください。

＜見直しの内容＞

○ 最低制限価格の改正

(測量業務)

現 行		改 正 後	
①直接測量費	100%	①直接測量費	100%
②測量調査費	100%	②測量調査費	100%
③諸経費	48%	③諸経費	50%
合計額=最低制限価格			合計額=最低制限価格
※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8.2/10を超える場合は8.2/10を最低制限価格とする。			※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8.2/10を超える場合は8.2/10を最低制限価格とする。

(土木関係建設コンサルタント業務)

現 行		改 正 後	
①直接人件費	100%	①直接人件費	100%
②直接経費	100%	②直接経費	100%
③その他原価	90%	③その他原価	90%
④一般管理費等	48%	④一般管理費等	50%
合計額=最低制限価格			合計額=最低制限価格
※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を最低制限価格とする。			※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8.1/10を超える場合は8.1/10を最低制限価格とする。

(地質調査業務)

現 行		改 正 後	
①直接調査費	100%	①直接調査費	100%
②間接調査費	90%	②間接調査費	90%
③解析等調査業務費	80%	③解析等調査業務費	80%
④諸経費	48%	④諸経費	50%
合計額=最低制限価格			合計額=最低制限価格
※合計が、予定価格の2/3に満たない場合は2/3の額を、8.5/10を超える場合は8.5/10を最低制限価格とする。			※合計が、予定価格の2/3に満たない場合は2/3の額を、8.5/10を超える場合は8.5/10を最低制限価格とする。

(補償関係コンサルタント業務)

現 行		改 正 後	
①直接人件費	100%	①直接人件費	100%
②直接経費	100%	②直接経費	100%
③その他原価	90%	③その他原価	90%
④一般管理費等	45%	④一般管理費等	50%
合計額	= 最低制限価格	合計額	= 最低制限価格
※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を最低制限価格とする。		※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、 8.1 /10を超える場合は 8.1 /10を最低制限価格とする。	

(建築関係建設コンサルタント業務)

現 行		改 正 後	
①直接人件費	100%	①直接人件費	100%
②特別経費	100%	②特別経費	100%
③技術料等経費	60%	③技術料等経費	60%
④諸経費	60%	④諸経費	60%
合計額	= 最低制限価格	合計額	= 最低制限価格
※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、8/10を超える場合は8/10を最低制限価格とする。		※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、 8.1 /10を超える場合は 8.1 /10を最低制限価格とする。	